

令和3年箕輪町告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係する図面は、告示の日から令和3年11月1日まで箕輪町役場建設課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月1日

箕輪町長 白鳥 政 徳



道路供用開始路線

No.1

路線名	区 域	起点(番地先)	新 幅員(m)	延長(m)
		終点(番地先)	旧 幅員(m)	延長(m)
16号線		大字中箕輪2134番地56先	5.5~8.0	725.5
		大字中箕輪2034番地84先		
小 計			新	725.50
			旧	0.0